常議員会

平成30年4月9日

常議員40人中33人出席

報告

●報告者　堀 翔志（69期）

冒頭、笠井会長から挨拶がなされ、次に、互選により、議長には土井隆常議員が、副議長には髙橋謙治常議員が、それぞれ選任された。

続いて、議決事項についていずれも可決承認された。このうち、「未決拘禁者と弁護人等との電話による外部交通の試行に関する規則制定の件」では、①外部交通の利用停止という罰則は、被告人の権利保護の観点から制限する根拠の有無、②遅刻を繰り返す会員の数と回数が不明、③ほかの制裁措置の検討状況等の質問がなされた。これに対し、①法律上の権利は「接見」のため、権利の制限はないとした。②詳細は把握していないものの、拘置所からの連絡を事務局で記録して事実認定を行っていること、今後、三会拘禁委員会で利用停止基準の策定、厳密な運用をするとした。③三会拘禁委員会で慎重に検討した結果適当と判断したが、ここで出た意見は同委員会に報告するとした。この議決事項については多くの意見が出され、活発な審議がなされた。

次に、諮問事項について、いずれも承認を是としたが、そのうち、「弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長任期の更新の件」についても一定の議論があった。この点について、①現在の債務の状況について、実際は債務免除等があり、実質的に債務は減っていないのではないか、②公設事務所としての意義は既に果たしており、その必要性に疑問が呈された。この点については、継続して検討していくことになった。

その他報告事項として「依頼者の本人確認及び記録保存等の年次報告の件」について、怠った場合の罰則に関する質問が上がり、FATFの審査結果不適合となると、ゲートキーパー問題が再燃し弁護士自治の観点から問題が発生するとのことであった。

	議　題
議決事項	未決拘禁者と弁護人等との電話による外部交通の試行に関する規則制定の件
	入会申込審査の特別取扱いに関する決議の件
	外国法事務弁護士資格審査及び外国法事務弁護士特別会員入会審査の特別取扱いに関する決議の件
	入会申込審査に関する小委員会を常議員会内に設置する件
	外国法事務弁護士資格承認等に関する小委員会を常議員会内に設置する件
	国選弁護人候補者の推薦並びに当番弁護士の指名停止及び派遣停止に対する不服申立の件
諮問事項	平成30年度常議員会開催日及び定期総会開催日の件
	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長任期の更新の件
報告事項	法律相談センター運営細則一部改正の件
	高齢者法律相談業務委託契約書（台東区）締結の件
	荒川区と東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との協働連携に関する協定書締結の件
	平成30年度委員選任の件（理事者一任事項の選任報告）
	平成30年度幹事選任の件
	会員異動（登録取消及び登録換え含む）の件
	依頼者の本人確認及び記録保存等の年次報告の件

概　　要	結　果
東京拘置所及び立川拘置所で試行されている、未決拘禁者と弁護人等とのテレビ電話による外部交通の試行に関する規則制定	賛成多数（賛成23名、反対6名、棄権1名）により可決承認
特定の場合を除き、原則として会長が登録請求の進達を行い、常議員会に事後承認を求める運用を認める決議	異議なく可決承認
同上	異議なく可決承認
常議員会内に左記小委員会を設置し、常議員の中から小委員会委員を選任すること	異議なく可決承認
同上	異議なく可決承認
2年間の推薦停止等に対する不服申立	常議員会内に調査のための小委員会を設置すること及び委員選任を理事者一任とすることにつき、異議なく可決承認
年間予定の件	異議なく承認を是とする旨の答申
弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所の所長弁護士との契約書更新	賛成多数（賛成29名、反対3名）により、承認を是とする旨の答申
四谷法律相談センターにおける初回無料相談枠並びに弁護士会新宿総合法律相談センター及び弁護士会蒲田法律相談センターにおける労働問題法律相談のうち労働者側からの初回相談料を無料とする相談料の扱いを定める運営細則一部改正	
左記契約の締結	
左記協定の締結	
決定した委員人選の報告	
決定した幹事人選の報告	
3/31現在　5,687名（正会員5,403名、外国特別会員166名、法人会員115名、外国法人特別会員3名） 登録取消5件、登録換え退会7件	
左記年次報告書の提出要請	